

禁止される不適正な取引行為の種類

次のような取引行為を行うことは禁止されます。

5 正当な理由なく債務の履行を拒否したり、遅延させること

不当な履行遅延行為等



早く、ソーラーシステムの取り付け工事やってください!!

はいはい…来週には…

7 消費者からの不当な契約の解除などの申出を不当に拒否し、契約関係の存続を強要すること

不当な契約終了拒否行為



それには手数料〇万円が必要になります。

6 正当な理由なく取引の条件・内容を一方的に変更すること

不当な取引内容の変更行為



新委託会社
今後、パソコン研修の受講期間は4か月になります

え〜っ!6か月で契約してたのに〜!

8 商品・サービスの契約を伴う与信契約等において不当に勧誘したり不当に債務の履行を強制すること

与信契約に伴う不当行為



払えるかな…

クレジットを組めば払えますよ〜